

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部
改正案について

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 86 条第 1 項において原則禁止したうえで、航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 194 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に基づく「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」(昭和 58 年運輸省告示第 572 号)において、例外的に輸送が許容される爆発物等及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、航空機客室内におけるリチウム電池に関連する火災発生の増加に伴いリスク管理の必要性が生じており、これに対処するため、使用頻度の増加並びに欠陥又は脆弱性のある低品質製品の蔓延が懸念されているパワーバンク(いわゆるモバイルバッテリー)に対するリスクの軽減を目的として、乗客及び乗務員並びに運航者に対する規定の改訂について、ICAO-TI の緊急改訂案が提出された。本改訂案は、令和 8 年 3 月下旬の国際民間航空機関の理事会において承認される見込みであり、改訂案が承認された場合には即時発効されることから、これに準拠するため、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関係通達について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1)「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に係る一部改正
 - ①別表第 18(搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件)の改正
搭乗者は、航空機内において、モバイルバッテリーなど、他の電子機器に電力を供給する目的のもの(パワーバンク)を充電しないこととする。
 - ②その他所要の改正を行う。

- (2)「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」(平成 13 年 6 月 29 日国空航第 543 号)に係る一部改正
 - ①航空法施行規則第 194 条第 2 項第 3 号に規定する物件に、航空機内で使用するため航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送されるリチウム電池を追加し、輸送の条件に関する事項を規定することとする。
 - ②その他所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公 示:令和8年4月中旬
適 用:令和8年4月中旬